

海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟

弔事規定

海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟（以下「連盟」という。）の役員、理事、その他等下記の事項が生じた場合の定めとする。

1. 連盟の役員・理事・その他等下記の弔事があった場合は、供え物を呈し弔意を表すこととする。
 - (1) 本人および本人の配偶者の死亡の場合 10,000円の香典と生花一对。
 - (2) 本人と同居の両親および子弟死亡の場合 5,000円の香典。
 - (3) その他上記以外に、会長が必要と認めた場合。
 - (4) 連盟外関係に対しての対応は、会長の判断に委ねる。

2. 弔事規定に併せて、原則として次のように立札を行う。
 - (1) 上記1の(1)の項の場合 役員全員と理事全員。
 - (2) 上記1の(2)の項の場合 役員全員。
 - (3) 上記以外で会長が必要と認めた場合。

附 則